

## 小山町利子補給制度のご案内

# 中小企業向け県融資制度 経済変動対策貸付 (新型コロナウイルス感染症対応枠)

SN4号・5号  
危機関連保証対応

をご利用ください！！

### 新型コロナウイルス感染症の影響

により経営が悪化している中小企業向けの制度融資です。

## 融資限度額 8,000 万円

融資利率(固定金利)  
年 1.3%~1.4%

融資期間:10年以内  
(据置:設備3年以内  
運転2年以内)



信用保証必須

静岡県の利子補給率  
0.47~0.80%

+

小山町の利子補給率  
1.3~1.4%

融資制度の概要は裏面をご覧ください。

小山町では、新型コロナウイルス感染拡大により、売上減少など経営状況が悪化している中小企業・小規模事業者を支援するため「静岡県経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」制度による融資を受けた事業者に対し利子補給を行います。

静岡県の利子補給後の融資利率全てを利子補給します。(補給期間2年)

保証種別	普通保証	経営安定保証4号	経営安定保証5号	危機関連保証
基準金利	2.07%	1.97%	2.07%	1.97%
県の利子補給率	0.67%			
基準金利 - 県利子補給	1.40%	1.30%	1.40%	1.30%
町の利子補給率(期間2年間)	1.40%	1.30%	1.40%	1.30%
保証料	0.28~1.20%	0.58%	0.60%	0.80%
申請者負担融資利率(2年間)	0.28~1.20%	0.58%	0.60%	0.80%

小山町利子補給制度のお問い合わせは、小山町商工観光課商工班 0550-76-6114 へお願いします。

## 「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」の概要

区 分	内 容（令和2年5月1日現在 静岡県HP参照）																														
（県内において原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、新型コロナウイルスの影響により、右記の要件に該当するもの）	<p>                         &lt;普通保証・SN5号保証&gt;直近1か月の売上高が前年同月比10%以上減少（実績）、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同月比10%以上減少（見込み）                          &lt;SN4号保証&gt;直近1か月の売上高が前年同月比20%以上減少（実績）、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比20%以上減少（見込み）                          &lt;危機関連保証&gt;直近1か月の売上高が前年同月比15%以上減少（実績）、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比15%以上減少（見込み）                          &lt;県制度融資の売上減少要件と利用可能保証&gt;                     </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>売上減少要件</th> <th>普通保証</th> <th>SN4号保証</th> <th>SN5号保証※</th> <th>危機関連保証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%以上</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>15%以上20%未満</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10%以上15%未満</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>10%未満</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※SN5号保証は、指定業種に限る。令和2年度第1四半期の指定業種（587業種：指定期間は令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）</p>	売上減少要件	普通保証	SN4号保証	SN5号保証※	危機関連保証	20%以上	○	○	○	○	15%以上20%未満	○	×	○	○	10%以上15%未満	○	×	○	×	10%未満	×	×	×	×					
売上減少要件	普通保証	SN4号保証	SN5号保証※	危機関連保証																											
20%以上	○	○	○	○																											
15%以上20%未満	○	×	○	○																											
10%以上15%未満	○	×	○	×																											
10%未満	×	×	×	×																											
資 金 使 途	新型コロナウイルスの影響を受けて必要となる設備資金及び運転資金																														
融 資 限 度 額	8,000万円																														
融 資 利 率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>保証制度</th> <th>普通保証</th> <th>SN4号保証</th> <th>SN5号保証</th> <th>危機関連保証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資限度額</td> <td colspan="4">8,000万円</td> </tr> <tr> <td>基準金利</td> <td>2.07%</td> <td>1.97%</td> <td>2.07%</td> <td>1.97%</td> </tr> <tr> <td>利子補給率（県）</td> <td colspan="4">0.67%</td> </tr> <tr> <td>利子補給率（町）</td> <td>1.40%</td> <td>1.30%</td> <td>1.40%</td> <td>1.30%</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>0.28～1.2%</td> <td>0.58%</td> <td>0.60%</td> <td>0.80%</td> </tr> </tbody> </table>	保証制度	普通保証	SN4号保証	SN5号保証	危機関連保証	融資限度額	8,000万円				基準金利	2.07%	1.97%	2.07%	1.97%	利子補給率（県）	0.67%				利子補給率（町）	1.40%	1.30%	1.40%	1.30%	保証料	0.28～1.2%	0.58%	0.60%	0.80%
保証制度	普通保証	SN4号保証	SN5号保証	危機関連保証																											
融資限度額	8,000万円																														
基準金利	2.07%	1.97%	2.07%	1.97%																											
利子補給率（県）	0.67%																														
利子補給率（町）	1.40%	1.30%	1.40%	1.30%																											
保証料	0.28～1.2%	0.58%	0.60%	0.80%																											
保 証 利 率	年0.28%～1.2%（普通保証） 年0.00%（SN4号保証・SN5号保証） 年0.00%（危機関連保証）																														
融 資 期 間（据 置 期 間）	10年以内（据置期間：設備3年・運転2年以内）																														
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還																														
担 保 及 び 保 証 人	県信用保証協会の取扱いによる																														
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/korona.html">http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/korona.html</a>																														
取 扱 期 間 (令和2年6月30日まで)	(1) SN5号保証（令和2年3月13日時点の指定業種）を利用する場合認定申請を令和2年3月31日までに市町に対して行う必要があります。 (2) SN4号、5号保証（令和2年第1四半期の対象業種）、危機関連保証を利用する場合認定申請を令和2年6月1日までに市町に対して行う必要があります。 (3) 普通保証を利用する場合6月30日までに金融機関から融資を受ける必要があります。																														

- ・各事業者が月ごとに管理している売上台帳、仕入台帳、試算表などが必要となります。
- ・お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

### ◆申込窓口・問合せ先◆

制度融資については ・ 県内各取扱金融機関・県経済産業部商工金融課（054-221-2513）  
 町の利子補給制度については、小山町商工観光課商工班（0550-76-6114）  
 その他については 小山町商工会（0550-76-1100）